

STATEMENT OF EMPLOYMENT

year month date	
Employee's name (_____)	
Company Employer	Position
Beginning date	year month date
Term of contract	<input type="radio"/> Year(s), <input type="radio"/> months Not limited
Renew	Yes, Maximum years, No
Criteria of renew	Ability, skills, quality of product of employee Management of Company Others:
Working place	
Job Description	Management, Engineer, Construction, Office Staff, Worker, Others (_____)
Work starting Work ending Break Overtime	1 Starting time (: AM:PM) Ending (: AM:PM) 2 Break () min. 3 Overtime work (yes, no)
Wage	1 Basic wage A. per hour (yen) B. per day (yen) C. volume reward(if any): regular yen, guarantee yen D. others (yen) 2 Species of allowance (if any), the amount, and the way of calculation A. (○○○ yen / calculation :) B. (○○○ yen / calculation :) C. (○○○ yen / calculation :) 3 About overtime, holiday work, and midnight work. Extra pay rate. A Over company rule %, Over 8 hours %, Holiday % B midnight, after 10pm () % 4 Pay Day (every _____ for the previous month, for this month) 5 The way how to pay (through bank account, by cash, others()) 6 Reduction (if any) depending on agreement between company and employee No • Yes _____
Others	• Social Security (Pension, Medical Insurance, Other ()) • Unemployment Insurance (yes , no) • Something else (_____)

※ There may be something more according to the company's own REGULATION.

※ The employee had better keep this document to avoid some trouble.

【記載要領】

1. 労働条件通知書は、当該労働者の労働条件の決定について権限をもつ者が作成し、本人に交付すること。
2. 各欄において複数項目の一つを選択する場合には、該当項目に○をつけること。
3. 破線内及び二重線内の事項以外の事項は、書面の交付により明示することが労働基準法により義務付けられている事項であること。また、労働者に負担させるべきものに関する事項、安全及び衛生に関する事項、災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項、表彰及び制裁に関する事項については、当該事項を制度として設けている場合には口頭又は書面により明示する義務があること。
また、日雇の労働契約についても、労働契約の更新をする場合があるものは、「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」を書面により明示することが労働基準法により義務付けられていること。
4. 「就業の場所」及び「従事すべき業務の内容」の欄については、具体的かつ詳細に記載すること。
5. 「賃金」の欄については、基本給等について具体的な額を明記すること。
 - ・ 法定超えとなる所定時間外労働については2割5分、深夜労働については2割5分、法定超えとなる所定時間外労働が深夜労働となる場合については5割を超える割増率とすること。
 - ・ 破線内の事項は、制度として設けている場合に記入することが望ましいこと。
6. 「その他」の欄については、当該労働者についての社会保険の加入状況及び雇用保険の適用の有無のほか、労働者に負担させるべきものに関する事項、安全及び衛生に関する事項、職業訓練に関する事項、災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項、表彰及び制裁に関する事項、休職に関する事項等を制度として設けている場合に記入することが望ましいこと。
また、労働契約を更新する場合があるものについては、「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」を記入すること。
(参考) 労働契約法第18条第1項の規定により、期間の定めがある労働契約の契約期間が通算5年を超えるときは、労働者が申込みをすることにより、期間の定めのない労働契約に転換されるものであること。この申込みの権利は契約期間の満了日まで行使できること。
7. 各事項について、就業規則を示し当該労働者に適用する部分を明確にした上で就業規則を交付する方法によることとした場合、具体的に記入することを要しないこと。
 - * この通知書はモデル様式であり、労働条件の定め方によっては、この様式どおりとする必要はないこと。